

8. 金融・保険・証券分野

<p>金融・保険・証券 (1)</p>	<p>銀行代理業における届出事項の緩和【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>銀行代理業者は銀行法に基づき、議決権の過半数を有する子法人等の設立・廃止及び代表者、所在地ならびに業務内容に変更が生じた場合、2週間以内に金融庁に届出なければならない。なお、子法人等には銀行代理業者の持株会社傘下の子会社・孫会社等(外国法人を含む)を通じて議決権を過半数保有しているすべての法人が含まれる。</p>
<p>要望内容</p>	<p>銀行代理業における子法人等の届出対象範囲を類似規定がある証券取引法の子法人等と同じ範囲にし、海外の法人を除外すべきである。また、子法人等に係る届出事項についても、証券取引法と同じレベルとし、子法人等の代表者、所在地ならびに業務内容の変更については届出事項から除外すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>銀行代理業は法令上事業会社も参入可能であるが、現在、大企業の多くは、海外の子会社を含む多くの子会社を保有しており、仮に大企業が銀行代理業に参入しようとした場合、すべての子会社につき、届出に必要な情報を漏れなくタイムリーに把握することは困難である。特に国際的に業務を展開している企業の場合、多くの海外現地法人を有しているが、経営のほとんどを当該現地法人に委任している場合もあり、特に届出漏れ、届出遅延の恐れがある。銀行代理業者の行為規制については銀行と同等の規制を課す必要があることは理解するものの、銀行代理業者には免許制の銀行と異なり、子会社の範囲に制限がないことから、子会社に関する届出事項については緩和をしてもよいと考える。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>銀行法第52条の39第1項 銀行法施行規則第35条第4項</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁総務企画局信用制度参事官室</p>

<p>金融・保険・証券 (2)</p>	<p>リース業務を営む銀行グループ会社の中古物件売買業務の範囲拡大【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>リース業務を営んでいる銀行グループ会社の中古物件売買業務については、リース取引と一体とみなされる取引に限定して認められている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>リース業務を営む銀行グループ会社については、リース取引と一体でない中古物件の売買も認めるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>元々リースは、貸手にとって、資金使途が明確であり借手の営業に直接関わる物件に対する与信であるため、貸倒リスクが低く、中小零細企業宛にも融資しやすいという特徴を持つ。借手に取っても敷居が低く、利便性の高い資金調達手段として十分に浸透している。</p> <p>よって今後も、設備投資に係る調達手段として大きな役割が期待されるが、リース会計基準の変更及び減価償却に係る税制改正が実施されることを受け、従来のファイナンスリース主体から、オペレーティングリースに大きくシフトすることが予想される。オペレーティングリースでは残存価格をいくらに設定できるか、即ち対象物件がリースアップした際にどれくらいの中古価格となるかをいかに見積もるかという選別能力・査定能力が不可欠である。</p> <p>また一方で、設備機器の陳腐化や消費者ニーズの変化がめまぐるしいことを受け、製品のライフサイクルの短期化が進んでおり、新規設備投資にあたってのリスクを軽減するため、中古の設備機器の導入ニーズも増大してきており、中古設備機器の取引マーケットの充実・拡大も予想される。</p> <p>こうした流れの中、中古物件の選別能力・査定能力がリース会社経営上の重要なポイントとなることが想定されるが、リースを活用した産業振興を図るため、銀行系に限定して設けられた規制は撤廃すべきである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>銀行法施行規則第17条の3第2項第11号</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁総務企画局企画課</p>

<p>金融・保険・証券 (3)</p>	<p>金融業を行う者の資金の貸付けの代理又は資金の貸付けに関する事務の代行にかかる認可の緩和【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>保険業法第98条第2項の認可及び銀行法第52条の36の許可を得て、銀行代理業及びそれに付随する事務代行(保険業法施行規則第51条第1項第3・4号)を行っている保険会社が、例えば所属銀行の追加を行う等、その業務内容を変更する場合において、その変更が銀行法上の届出の範囲(銀行法第52条の39)であっても、保険業法による認可申請(第98条第2項)が必要とされている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>保険業法第98条第2項の認可及び銀行法第52条の36の許可を得て、銀行代理業及びそれに付随する事務代行(保険業法施行規則第51条第1項第3・4号)を行っている保険会社が、例えば所属銀行の追加を行う等、その業務内容を変更する場合、その変更が銀行法上の届出の範囲(銀行法第52条の39)であれば、保険業法による認可申請(第98条第2項)によらず届出とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>認可申請手続を認可から届出とすることにより、代理、代行取引を機動的に行うことが可能となり、顧客利便性が向上する。 保険会社が銀行代理業を行うにあたって受ける許認可の審査について、保険業法上の認可の基準(保険業法施行規則第51条の2第2項)と、銀行法上の許可の基準(銀行法第52条の38)との間に大きな隔たりはない。 保険会社が行う資金貸付の代理又は資金貸付に係る事務の代行については、どのような業務が具体的に類型化できるのかを検討すべきである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>保険業法第98条第1項第1号、第98条第2項 保険業法施行規則第51条第1項第3・4号、第51条の2第2項 銀行法第52条の36～39</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁</p>

<p>金融・保険・証券 (4)</p>	<p>信託契約代理店における財務局宛届出の緩和【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>信託契約代理店は、信託業法第68条に規定される事項を財務局宛に対し登録・変更届出を行う必要がある。 銀行等が銀行代理業や証券仲介業を営む場合には兼職届出が不要とされているのに対し、信託契約代理店を営む場合には兼職状況の届出が必要とされている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>銀行等が信託契約代理業を営む場合、役員が常務に従事する他の会社の状況(兼職状況)について、届出不要とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>銀行等が銀行代理業や証券仲介業を営む場合に兼職届出が不要とされているのは、銀行等の兼職状況について銀行法等において認可制とされ、直接当局の監督下にあるためであり、兼職届出を不要としても監督の実効性が損なわれるものではないからである。これは銀行等が信託契約代理店を営む場合も同様と考えられ、信託契約代理店のみ当該届出を求められることは不合理である。 信託契約代理店における管理負担を業務運営に支障がない範囲で軽減し、信託利用者へのサービス向上に一層注力できる体制を整えるうえでも、兼職状況について届出不要とすべきである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>信託業法施行規則第70条第2号</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁</p>

<p>金融・保険・証券 (5)</p>	<p>信託兼営金融機関等に対する、信託専門関連業務子会社が営む業務（信託兼営金融機関が本体で営みうるものに限る）の代理業務の解禁</p>
<p>規制の現状</p>	<p>信託兼営金融機関等は、信託専門関連業務子会社が営む「金融機関ノ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律」第1条第1項第4号から第7号に掲げる業務（以下「併營業務」という）の代理業務を行うことができない。 信託兼営金融機関は銀行を併營業務の代理店とすることができるが、子会社（信託専門関連業務子会社）を設立し併營業務を行わせた場合、他の銀行のみならず当該信託兼営金融機関自身も当該子会社の代理店となることができない（銀行法施行規則第13条第3号）。</p>
<p>要望内容</p>	<p>信託兼営金融機関等に、信託専門関連業務子会社が営む併營業務（信託兼営金融機関が本体で営みうるものに限る）の代理業務を解禁すべきである。 特に、証券代行業務、相続関連業務については実務上強いニーズがあることから、規制改革・民間開放推進会議第3次答申を踏まえ、2007度中に検討・措置すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>信託兼営金融機関が営むことができる併營業務を信託専門関連業務子会社が営み、当該業務について、親会社である信託兼営金融機関が代理業務を行うことは銀行法の「他業」には該当しないと考えられる。 さらに、本要望においては、親会社である信託兼営金融機関が認可を受けて営むことができる業務（特に証券代行業務、相続関連業務）で、信託専門関連業務子会社が認可を受けて営んでいる業務の代理を行うことを要望するものであり、「他業禁止」の趣旨を損なう恐れはないと考えられる。 本要望が実現することにより、信託銀行における業務の効率化等を目的とした組織再編成の選択肢が広がり、ひいては顧客利便の向上が期待できる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>銀行法施行規則第13条第2号</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁</p>

<p>金融・保険・証券 (6)</p>	<p>信託契約代理店制度における復代理の許容</p>
<p>規制の現状</p>	<p>「信託契約代理店」制度において、「復代理」は認められていない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>銀行法における銀行代理店制度同様、所属信託会社の許諾がある場合には、信託契約代理店が復代理を選任することを可能とすべきである。 少なくとも、復代理のうち媒介については、受益者保護の観点からも特段の支障はないと考えられることから、早急に手当てすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>例えば、①信託契約代理店たる親会社が、その子会社を復代理として選任する、②証券会社や保険会社を信託契約代理店とし、当該者を所属会社とする証券仲介業者・保険代理店を復代理店として選任する、等、喫緊かつ強いニーズが存在する。 2003年7月28日金融審議会金融分科会第二部会報告「信託業のあり方に関する中間報告書」において、「信託業の担い手に対し信託契約の取次ぎのみを行う者について、その範囲を広く認めることは、信託サービスの提供チャネルを拡大し、利用者のアクセスを向上させることに資すると考えられる。」とされている。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>信託業法第2条第8項、第5章</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁</p>

<p>金融・保険・証券 (7)</p>	<p>信用保証協会の保証対象の拡大【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>NPO法人は中小企業信用保険法における「中小企業者」に該当せず、信用保証協会保証の対象とならない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>特定非営利活動促進法に基づき設立される医療・福祉関連分野のNPO法人による信用保証協会の保証利用を可能とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>NPO法人には中小零細法人が多い。主な収入源は会費や寄付等であり、資金的に不安定である。NPO法人による信用協会保証の利用が認められれば、資金調達手段の拡大に資する。 NPO法人の多くは医療・福祉関連分野であるが、NPO法人と同様に非営利団体である医療法人、社会福祉法人は信用保証協会利用が可能であるのに対し、バランスを欠いている。 こうしたことから、少なくとも、特定非営利活動促進法に基づき設立される医療・福祉関連分野のNPO法人については、信用保証協会保証の対象に追加すべきである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>中小企業信用保険法第2条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>中小企業庁</p>

<p>金融・保険・証券 (8)</p>	<p>サービスが取扱可能な「特定金銭債権」の範囲の拡大</p>
<p>規制の現状</p>	<p>「債権管理回収業に関する特別措置法」の規定上、サービスが取扱可能である「特定金銭債権」の範囲が限定的なため、銀行の希望通りサービスへの委託ができないケースがある(ファクタリング会社が取扱う保証ファクタリング業務の保証履行債権等が含まれていない)。</p>
<p>要望内容</p>	<p>サービスが取扱可能である「特定金銭債権」の範囲を拡大(手形割引に基づく手形買戻請求権、各種手数料債権、貸付契約に付随して締結された金融デリバティブ取引契約に基づく債権、保証ファクタリング業務の保証履行債権等)すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>現状のままでは、サービスを最大限活用することができず、銀行業界全体として非効率である。 本要望が実現することにより、銀行債権をサービスへ委託するための障壁がミニマイズされ、銀行業界・サービス業界双方の活性化につながる。 ファクタリング会社が取扱う保証ファクタリング業務の保証履行債権が特定金銭債権に含まれれば、ファクタリング会社の保証サービス業務が拡大し、さらなる中小企業金融の円滑化に資するとともに、中小企業の回収業務の効率化(回収業務のアウトソーシング)が一層促進される。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>債権管理回収業に関する特別措置法第2条 債権管理回収業に関する特別措置法施行令第2条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>法務省</p>

<p>金融・保険・証券 (9)</p>	<p>コミットメント(特定融資枠)契約の借主の対象範囲拡大</p>
<p>規制の現状</p>	<p>特定融資枠契約の適用対象は、下記のように限定されている。 ①会社法上の大会社(資本金5億円以上又は負債額200億円以上) ②資本金3億円超の株式会社 ③証取法規定で監査証明を受ける株式会社 等 資産流動化業務に関して、特定融資枠契約の借主となることができるのは、株式会社に限定されている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>特定融資枠契約に係る手数料が利息制限法及び出資法上のみなし利息の適用除外となる借主の対象範囲を拡大し、中小企業(資本金3億円以下等)等に加え、以下のような借主を追加すべきである。 ①地方公共団体 ②独立行政法人 ③国立大学法人 ④学校法人 ⑤医療法人 ⑥共済組合 ⑦消費生活協同組合 ⑧市街地再開発組合 ⑨特別目的会社(「証券取引法施行令第17条の2第2項第3号及び同条第3項に規定する有価証券を定める内閣府令」に定める有価証券を発行する法人並びにそれに準ずる外国法人) また、資産流動化業務に関して、特定融資枠契約の借主となることができる者に、「合同会社」および「有限責任中間法人」を追加すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>コミットメント・ライン(特定融資枠契約)は、すでに制度が導入されている大企業等のみならず、中小企業や地方公共団体等にとっても有益な資金調達手段である。経済的弱者保護という本法の当初の趣旨は首肯できるものの、現環境下においては、借主の範囲について中小企業等を一律に排除していることは適切でない。同様に、地方公共団体・独立行政法人・国立大学法人等、十分な金融・法務知識を有する先については、コミットメント・ライン契約を可能とすることによって、資金調達の多様化・安定化等が図れると考えられる。 資産流動化業務において、有限会社と同様に、SPCとして利用されている合同会社および有限責任中間法人との間で、流動性補完のためにコミットメント・ライン契約を締結する必要がある場合がある。本要望が措置されれば、資産流動化業務のさらなる進展が図られる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>特定融資枠契約に関する法律第2条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁 法務省</p>

<p>金融・保険・証券 (10)</p>	<p>銀行代理業の許可要件に関する規制の緩和【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>一般の事業会社等が、銀行代理業者として事業用資金の代理・媒介を行うことが認められるのは、「規格化された貸付商品であって、その契約の締結に係る審査に関与しない場合」に限定されており、その上限額は1,000万円とされている。</p> <p>また、銀行代理業務を行う各営業拠点及び銀行代理業務を統括する部署には、実務経験者(資金の貸付業務に1年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者)の配備が必要とされている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>兼業承認基準に関して、銀行子会社(従属業務子会社、金融関連子会社等)については、「所属銀行と銀行代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性がある」と認められる者の中から「金融庁長官が定める者」として適用除外とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>銀行の子会社については、仮に親銀行の銀行代理業者を兼業する場合も、グループとしては事実上一体であり、両者間で利益相反行為等の弊害が生じるとは考えにくいことから、銀行の100%出資である金融関連子会社や、同様に100%出資かつ100%収入を親銀行に依存している従属業務子会社等については、兼業承認基準の対象外とすべきである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>銀行法施行規則第34条の37など</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁</p>

<p>金融・保険・証券 (11)</p>	<p>個人向け国債を特定贈与信託の信託財産の運用対象とすること</p>
<p>規制の現状</p>	<p>「個人向け国債」の購入可能者は個人に限られている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>「個人向け国債」を、特別障害者扶養信託(以下「特定贈与信託」という)の信託財産で購入することを可能とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>特定贈与信託は、特別障害者の経済的な安定を図る目的で、個人である委託者が、個人である特別障害者を受益者として、金銭、有価証券等を信託財産として設定される信託である(相続税法第21条の4)。本制度は信託銀行の財産管理機能を活用し、贈与財産の費消・散逸の防止、特別障害者に対する定期的な生活費等の支払等について、特別障害者の経済的な安定を図ることにあるため、信託財産の運用は、「安定した収益の確保を目的として適性に行う」(相続税法施行令第4条の11第4号)ことが求められている。個人向け国債は、一定の利払い確保(最低金利保証)など、その商品設計から「安定した収益の確保」に資するものであり、「特別障害者の生活の安定を図る」ことにつながると考えられる。</p> <p>また、当該信託は、信託銀行の財産管理機能を活用し、個人である受益者である特別障害者に必要な生活費や医療費等の金銭を定期的に交付することを主目的としており、当該信託財産による「個人向け国債」の購入は、個人向け国債(新型も含む)の国民各層への定着化にも資するものと考えられるため、「個人向け国債」の発行趣旨・政策にも沿うものである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>個人向け国債の発行等に関する省令第2条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>財務省</p>

<p>金融・保険・証券 (12)</p>	<p>事業会社一般における劣後ローンの自己資本算入の許容【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>劣後ローンの自己資本算入は、金融機関や再生局面にある中小企業にのみ認められている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>劣後ローンの自己資本算入を事業会社一般にも認めるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>事業会社の財務基盤の強化のため、金融機関や再生局面にある中小企業にのみ認められている劣後ローンの自己資本算入を、事業会社一般にも認めるべきである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>金融検査マニュアル(預金等受入金融機関に係る検査マニュアル)別冊(中小企業融資編)</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁検査局総務課調査室</p>

<p>金融・保険・証券 (13)</p>	<p>地方自治体の債権放棄に際しての議会承認手続の緩和(自治体制度融資)【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>地方自治体が債権放棄を行う場合には、議会の議決が必要とされている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>信用保証協会と地方自治体が協調して中小企業向け保証を行っている先にかかる求償権放棄について、地方自治体の議会の議決を不要とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>信用保証協会と地方自治体が協調して中小企業向け保証を行っている場合、地方自治法第96条第1項第10号の「地方自治体が権利の放棄を行う場合に議会の承認が必要である」旨の規定が障害となり、金融機関が協調して再生のための債権放棄を行う場合に、信用保証協会のみ求償権放棄による対応が困難となっている。このような状況を改善すべきである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>地方自治法第96条第1項第10号</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>総務省自治行政局行政課</p>

<p>金融・保険・証券 (14)</p>	<p>海外送金報告の簡素化【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>3,000万円以上の海外送金(資本か経費かを問わず)について、日銀経由財務省宛に報告書を作成・提出している。</p>
<p>要望内容</p>	<p>金額基準を、3,000万円から1億円まで上げるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>前回の外為法改正に伴い報告下限義務が3,000万円に上げられたものの、ここ数年のグローバル化の進展に伴い、3,000万円以上の当該件数は増加しており、報告対象の特定及び報告の事務負担は年々高まってきている。そのため、例えば1億円まで上げることで、事務負担の軽減が図られる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>外国為替の取引等の報告に関する省令第1条第1項</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>財務省</p>

<p>金融・保険・証券 (15)</p>	<p>外貨建保険等の募集時書面の電磁的方法による提供の許容【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>外貨建保険契約、運用実績連動型保険及び無解約返戻金保険契約を募集する際に交付が義務付けられている説明書面(募集時書面)について、電磁的方法による提供が認められていない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>外貨建保険契約、運用実績連動型保険及び無解約返戻金保険契約の募集の際に交付することが義務付けられている各々所定の事項を記載した書面(募集時書面)について、「保険契約者の了解を得られた場合」においては、運用実績連動型保険契約における「資産の運用等に関する書面」と同様に、電磁的方法により提供できるよう要件を緩和すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>電磁的方法による提供が可能となることで、外貨建保険契約、運用実績連動型保険契約及び無解約返戻金保険契約についてインターネット上での保険募集が完結できる。 事業活動のIT化促進は政府全体の課題とされている中で、「契約者の了解がある場合」には説明書面等を電磁的方法により提供することを広く認めるべきである。すでに運用実績連動型保険契約等に関する「資産の運用等に関する説明書面」については電磁的方法による提供が認められている。外貨建保険契約、運用実績連動型保険契約及び無解約返戻金保険契約の募集に際して交付することが義務付けられている説明書面(募集時書面)についても電磁的方法により提供を認めない合理的な理由はないものと考えられる。 なお、本要望については2006年のもみじ月間において一定の方向性が示されているが、引続き前向きに検討すべきである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>保険業法第100条の2 同施行規則第53条第1項・第2項</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁</p>

<p>金融・保険・証券 (16)</p>	<p>保険会社本体による投資顧問契約等の締結の勧誘</p>
<p>規制の現状</p>	<p>保険会社本体で、投資顧問契約又は投資一任契約の締結に関して、顧客の紹介を行うことは可能であるが、顧客の勧誘(代理、媒介)を行うことはできない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>保険会社本体で、系列投資顧問会社等に係る投資顧問契約等の顧客の勧誘を行うことを認めるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>企業年金市場における保険会社の顧客を中心として、投資顧問会社の商品に対する潜在的ニーズがあり、保険会社が顧客に対して投資顧問契約等の勧誘を行えることとなれば、顧客利便性の向上、保険会社のエクセスキャパシティ活用の観点からきわめて有効である。</p> <p>現在、保険会社は、投資顧問契約等について顧客の紹介を行うことは可能であり、顧客のニーズにより能動的に対応する観点からその勧誘を行えることとしても、保険会社の業務範囲の中に現在行える業務と異質のものが混入するわけではない。</p> <p>また、信託銀行による投資助言業務・投資一任業務の本体兼営が可能とされた中、信託銀行と同様に企業年金受託機関として投資顧問業との親近性を有する保険会社について、投資顧問契約等の締結の勧誘を認めることは、規制の均衡という観点からも妥当なものと考えられる。</p> <p>※投資顧問契約等の締結の代理・媒介は、金融商品取引法において投資助言・代理業として手当てされたが、保険業法上の手当てが必要である。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第2条など 保険業法施行規則第51条</p> <p>※金融商品取引法第33条第3項、第33条の2</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁総務企画局企画課</p>

<p>金融・保険・証券 (17)</p>	<p>特別勘定に関する現物資産による保険料受入れ、移受管</p>
<p>規制の現状</p>	<p>保険料受入れ、及び解約時の引渡しについて、株、債券等の現物資産によって行うことが認められていない。 厚生年金基金の代行返上における物納等の場合は、特例措置として、現物資産の受払いが認められている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>株、債券等の現物資産による保険料受入れ、移受管を可能とすべく、法令上措置すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>新会計基準の適用に伴い、企業サイドでは、保有している株式を当該企業の年金制度に現物で拠出することにより、退職給付に係る積立不足額を解消したいというニーズが高まっており、企業の保有株式の年金制度への現物拠出は、企業間の持合株式を市場に悪影響を与えずに解消できる手段として有効視されている。 現金化のコストは顧客にとって不利益となり、単独運用契約の場合、現物をそのまま移管できれば資産価値を減じることなく移管が可能となる。 現金化に伴い、大量の株式の売却が行われた場合、株式相場等の下振れ要因になる。 信託については、厚生年金保険法の改正により以上の取扱いが可能であるが、生保が法的な解釈を理由に取扱えないと利用者利便が著しく阻害される。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>保険業法第97条、第118条、附則第1条の13ほか</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁総務企画局企画課</p>

<p>金融・保険・証券 (18)</p>	<p>保険会社の特定子会社(ベンチャーキャピタル子会社)の 保有比率10%超投資対象企業の範囲等の拡大</p>
<p>規制の現状</p>	<p>保険会社の特定子会社が10%を超えて投資を行うことが可能な企業については、保険業法施行規則で定められているが、範囲が限定的であり、例えば設立間もない企業など、幅広いベンチャー企業への投資を行うことができない。 また、投資時点ではその対象であって、10%超の投資を行った企業についても、その後の企業成長により対象から外れた場合は、追加投資を行うことができない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>保険会社の特定子会社が10%を超えて投資できる企業の範囲について、例えば設立間もない企業など、幅広いベンチャー企業に拡大すべきである。また、10%超の投資を行った企業が、その後企業成長により対象から外れた場合についても、投資期間が10年に満たない場合は、追加投資を可能とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>昨今のベンチャー市場においては、従来からあるベンチャー企業に加え、大企業からのスピンオフや大学発など、多種多様な企業が設立されている。これらの企業は、技術的・ビジネスモデル的に競争力を有しているが、資金・人材等が不足している場合も多い。こうした状況において、保険会社の特定子会社が10%を超えて投資できる企業の範囲が拡大されれば、当該ベンチャー企業の資金ニーズに応えることができる。 また、投資した時点ではその対象であった企業について、成長により事業規模等が拡大した場合でも、追加投資を行うことが可能となれば、当該企業からの支援継続等の依頼に応えることができる。 保険業法第107条では、保険会社の業務範囲規制の潜脱等を防ぐ観点から、保険会社の子会社が一般事業会社の議決権を10%超保有することを禁止しているが、特定子会社については、一定の要件を満たすベンチャー企業の議決権を10年間に限り10%超保有することが認められている。したがって、10年間の保有期間制限を維持した上で、保険業法施行規則第56条に規定するベンチャー企業の範囲を拡大することや追加投資を可能とすることは、業務範囲規制等の趣旨からも問題ないものと考えられる。 なお、一般のベンチャーキャピタルでは、一定の出資割合をもってベンチャー企業の経営状況を詳細に把握することは、ベンチャー投資のリスク管理にきわめて有効な手段として認識されており、本要望が実現されれば、保険会社の特定子会社のリスク管理にも同様の効果が期待できる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>保険業法施行規則第56条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁総務企画局企画課 中小企業庁企画課</p>

<p>金融・保険・証券 (19)</p>	<p>保険会社本体による信託業務の代理又は事務代行の解禁</p>
<p>規制の現状</p>	<p>保険会社が行うことのできる業務として、他の金融業を行う者の業務の代理や事務の代行が認められたが、その詳細を定める施行規則では、信託業務の代理や事務の代行は認められていない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>保険会社の付随業務として、すでに銀行等で行われている信託会社又は信託業務を営む金融機関の信託契約の締結業務又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項各号に掲げる業務を受託する契約の締結業務の代理や事務の代行を行うことを認めるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>保険会社が顧客に対して信託商品の提示を行えることとなれば、顧客利便性の向上、保険会社のエクセスクャパシティ活用の観点からきわめて有効である。</p> <p>生命保険会社では、他の金融機関と共同してマスタートラスト業務等を行う信託銀行を設立しているケースがあるが、マスタートラスト業務等の代理を保険会社に認めることにより、当該信託銀行の顧客基盤拡充や経営効率化、保険会社の経営資源の有効活用が促進される。</p> <p>なお、銀行等においては信託業務の代理が可能とされており、かかる点との公平性を図る必要がある。また、金融審議会「信託業のあり方に関する中間報告書」(2003年7月28日)では、信託契約の取次ぎを行う者の範囲を幅広く認めることが適切とされている。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>保険業法施行規則第51条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁総務企画局企画課</p>

<p>金融・保険・証券 (20)</p>	<p>インサイダー取引規制における、上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関が子会社について解散を決定したことに係る軽微基準の新設【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>上場会社の役員等が、子会社の業務執行決定機関が子会社の解散を決定したことを職務上知りつつ解散の公表前に当該上場会社等の株券等を売買することは、子会社の解散等が上場会社等の業績にほとんど影響を与えないような場合(投資家の投資判断に重要な影響を与えない場合)でも、例外なくインサイダー取引として禁止されている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>子会社の解散についても軽微基準を新設すべきである。例えば、解散する子会社の売上高が親会社である上場会社等の売上高に占める割合で一定割合に満たないような場合を、軽微基準として新設すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>インサイダー取引規制でいう子会社とは、有価証券報告書等に記載される子会社のことであるが、有価証券報告書等に記載される子会社のすべてが上場会社等の業績に影響を与えているとは限らない(特に、子会社が休眠会社である場合)。そうだとすると、子会社の解散すべてが投資家の投資判断に重要な影響を及ぼしているとは言い切れない。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>証券取引法第166条第2項第5号へ、第166条第5項 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項、第8条第4項</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁総務企画局市場課</p>